【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関するなでしこ小学校の取組

Ⅰ 学校全体としての取組

いじめの未然防止	いじめの早期発見・早期対応	重大事態への対応
【考え方】	【考え方】	【重大事態とは】
〇児童が、友達や教職員と信頼できる関係の中、安心し	○早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、小さな兆	〇いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に
て学校生活を送ることができるようにする。	候であっても、感じた違和感に敏感でいることや、いじ	重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
〇一人一人が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加	めと捉え、いじめを積極的に認知する。	〇いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間(30)
し、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを	〇日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。児童	日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑
行っていく。	が示す小さな変化や表情等(SOS)と見られる危険信号	いがあると認めるとき
○毎年校内で学校評価を実施し、取り組みの改善を図る。	を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。	
	○教職員同士が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。	【重大事態への対応】
		〇いじめられた児童の安全確保
【未然防止のための取組】	【早期発見・早期対応のための取組】	〇いじめた児童の別室指導
○道徳教育、学級活動の充実(いじめを題材とした授業を年	〇ふれあい月間(6月、11月)にアンケートを実施し、い	○いじめ対策委員会の招集、事実関係の把握、今後の┃
2回実施)	じめの早期発見に努める。	対応の決定
○あいさつ運動の推進	〇スクールカウンセラーによる全員面談の実施(5年)	○教育委員会への報告
〇異学年交流の充実	○学年間での実態把握・情報共有する時間の確保(毎日)	○関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、警
○児童と教師の信頼関係の構築(一緒に遊ぶ、対話)	〇週に 1 度、夕会にて全教職員で情報共有	察等)・専門家(スクールソーシャルワーカー等)との
OQU を活用した学校生活に関する意識調査の分析と活用	〇休み時間等の管理職・教職員の校内巡視	相談•連携
○情報モラル教育(正しい知識・実践力の獲得)の実施	〇保護者会にて、いじめの定義等の共通理解(4月、9月)	〇カウンセラー、養護教諭と連携し被害児童の心をケア
※セーフティ教室、SNS ノートを活用	○関係学年、生活指導主任、管理職間の報告・連絡・相談を	○犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案/
〇いじめに関する教員研修の実施(年2回)	密に行い、組織的解決を図る取組	について警察と連携

Ⅱ 家庭や地域との連携

 各家庭(PTA)での取組	○学校公開日、個人面談、保護者会等にて、いじめについて共通理解	
台家庭(F A) CO)城間	〇児童の寂しさやストレスに気付く方法、褒める・認める・叱る・励ます等、関わり方等の情報提供	
	〇日常的な児童への積極的なあいさつ、声掛けの協力依頼	
	○電話相談窓口の周知(北区教育総合相談センターいじめ相談窓口 ☎03−3905-3110)	
	(東京都教育相談センター24時間いじめ相談ホットライン ②0120-538-288)	
地域での取組	〇日常的に児童への積極的なあいさつと声掛けの依頼	
	〇公園や近所の中で、困っている児童への積極的な声掛けと学校・保護者への連絡、報告の依頼(民生委員、児童委員、主任児童委員との連携)	
	○学校評議員会での情報提供	